

浜自治会会則変更案

以下の理由により、会則の変更を提案いたします。

【理由】

これまでに自治会の役員を経験された方はご存知だと思いますが、年々自治会の役員の平均年齢が若くなっています。その一方で自治会の内外で発生する諸問題(道路や環境、自治会の事業)は複雑になってきています。こういった事情から、今後役員選出でこれまでに役員を経験された、いわゆる OB の再選が多くなってくると考えられます。ところが、現在の会則第 8 条の 2 の「委員の任期 2 年」では負担が大きくなかなか OB の方を選出しづらい状況にあります。そこで、現状をいちばん把握しているその年度の自治会長の判断で「任期 1 年の委員」枠を特例として設けることができる内容を第 8 条の 2 に追加する変更案を提案いたします。

【変更案】

現在の条文

『第 8 条 2 . 委員の任期は 2 年とし、1 年に半数が交替する。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。』

変更案の条文

『第 8 条 2 . 委員の任期は 2 年とし、1 年に半数が交替する。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、会長の判断により、任期 1 年の役員をおくことができる。』